

## 書面議決による総会についての規則

### 第1条(規則の準拠)

この規定は日本退職者連合規約第28条・29条に基づいて、特段の事情により通常の総会が開催できない場合に、書面議決による総会について定める。

### 第2条(総会の構成と方法)

日本退職者連合に加盟している構成組織の代表者1人を構成員として書面議決により議案への賛否を表明する書面会議を開催し、これをもって総会とみなす。

### 第3条(実施の手順)

#### (1) 総会の代議員

前条の構成員は総会代議員選出規則第2条に定める構成組織の代議員数の議決権を有するものとする。

#### (2) 議案の提出

幹事会で議案を確認し、構成組織(産別・関連退職者連合、地方退職者連合)に総会代議員数分を書面で送付することをもって議案提出とする。

#### (3) 書面議決書の提出

構成員は構成組織において議案を検討したうえで、書面議決書により提出期限までに議案に対する賛否を日本退職者連合事務局に提出する。

#### (4) 議決結果の報告

日本退職者連合事務局は提出期限までに提出された書面議決書により、賛否の代議員数を集計し、会長の確認を経て議決結果を役員、構成員、構成組織に報告する。このことをもって総会は終了したとみなす。

### 第4条(規則の改廃)

この規則は、幹事会の議を経なければ改廃できない。

### 第5条(規則の施行)

この規定は2021年7月15日から発効する。

